

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人子どもソーシャルワークセンターつばさ（以下、「当法人」という。）の倫理規定第7条3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規定は、当法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に代表理事に申告するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年4月に当該役員「兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容」について代表理事に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、申告内容の確認をした上、当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下、「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、代表理事または事務所の鍵付き書類棚等で管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。